

# 不服申立書

平成27年10月21日

「維新の党幹事長」を名乗る 今井雅人 殿

不服申立人ら 大阪維新の会所属議員・首長のうち  
別紙申立人一覧記載の164名

次のとおり不服申立てをします。

## 1 不服申立人ら

大阪維新の会所属国会議員のうち11名（東徹・足立康史・伊東信久・井上英孝・浦野靖人・遠藤敬・木下智彦・谷畑孝・馬場伸幸・松浪健太・丸山穂高）及び大阪維新の会所属の首長・地方議員（府議会議員・市議会議員・町議会議員）153名の合計164名

## 2 不服申立てに係る処分

貴殿が平成27年10月15日付けで不服申立人らに対して行った党紀処分（以下、「本件処分」という。）

## 3 不服申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成27年10月17日

## 4 不服申立ての趣旨

「本件処分は無効である。」との決定を求める。

## 5 不服申立ての理由

- （1） 維新の党は、中央集権型国家体制から地方分権型国家体制への転換を実現し、この国のかたちを変えることを根幹たる使命とする政党である。そのために、党内においても国会議員、地方議会議員及び首長に序列をつけずに対等・並列に扱うことを本旨としている。従って、全ての特別党員が参加する党大会が党の意思決定を行う最高にして（規約6条）唯一の議決機関であり、国会議員だけで党の意思決定することができない仕組みとなっている。それゆえ、規約6条2項には、党大会は「その他重要事項」を審議し決定する、となっており、重要事項については党大会が包括的に決定権限を有する。
- （2） 規約8条4項は、代表の任期満了の際は、党員による選挙によって代表選出する旨定めているが、その他の事情で代表が不存在となったときの代表選出については

規約に明確な定めがない。

しかしながら、代表選出行為は、党の最重要事項であることは明白であるから、規約6条2項の「その他重要事項」にあたることは言うまでもない。

したがって、代表任期の満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出は、規約6条2項に基づき党大会が行うものである。そして、代表の任期延長の決定も、党の最重要事項であることは明白であるから、規約6条2項に基づき党大会が決定するものである。

また、規約は、両院議員総会について、党全体の重要事項を決定する機関とは定めていない。これは、単なる国会議員団の一機関に過ぎないからであり、両院議員総会が代表選出の権限を有していないことは言うまでもない。あわせて、代表任期を延長する権限も有しないことは自明である。

- (3) さらに、規約その他の規則は、代表が不存在となった場合、新代表が選出されるまでの間、前任者が職務を継続する旨を定めていない。そのため、代表不存在の事態を避けるためには新代表を選出しなくてはならず、党员による代表選挙を行わずに代表を選出するには、規約6条2項によって党大会の開催が必要である。このことによって、党大会を通じて地方議員や首長を含む全ての特別党员の声を党運営に反映させることが担保されるのであり、これこそが党大会の最高議決機関性を重んじる地方分権型政党の特徴である。ゆえに、代表が不存在となった場合に新代表が選出されるまでの間、前任者が職務を継続する旨の規定を規約以外で定めることは許されない。

- (4) 一方で、規約附則4条は補則として、本規約に定めのない事項については執行役員会で決定する、としている。

しかしながら、代表任期の満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出行為は、規約6条2項に基づき党大会で決定するとなっている。したがって、本規約に定めがあるので、執行役員会が決定することはできない。また、代表任期の延長決定も規約6条2項に基づき党大会で決定するとなっており、本規約に定めがあるので、執行役員会が決定することはできない。

そもそも規約附則第4条は、執行役員会に白紙委任をしたわけではない。党大会は、執行役員会に党の運営を委ねたに過ぎない。維新の党は、地方議員及び首長も構成員となっている党大会の最高議決機関性を重んじる地方分権型政党であることからしても、党大会が規約附則第4条によって執行役員会に万能の権限を与えることはない。

代表及び党役員により構成される執行役員会には、党大会より党運営について委任された内容をどのように具体化するかについて一定の裁量はあるが、この委任の範囲については、党規約が執行役員会に委ねた委任の趣旨、目的、党员の権利利益義務等を勘案して合理的な範囲に限られることは当然である。

そもそも委任関係において受任者が委任者の意思を無視して、受任者であり続け

ることはできない。受任者が不存在となったときに、新たに受任者を選出するのは、受任者ではなく委任者である。また受任者が委任者の意思を無視して受任期間を延長することができるわけがない。これが受任者の権限の一般的法理論である。

また、維新の党は地方分権型の政党であり党大会を最高議決機関として、重要事項全般を党大会による審議、決定事項としている規約6条1項、2項からすると、規約附則4条は、重要事項以外において、党運営に必要な細則を定める権限を執行役員会に委ねたと考えるのが合理的である。維新の党が地方議員及び首長を重視する地方分権型政党であることからしても、党の重要事項はできる限り党大会で決定することが望ましい。

代表任期満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出や代表の任期延長決定については規約に定めがないが、これらが明らかに党の最重要事項であることや、受任者の権限の一般的法理論に鑑みると、党大会が、代表任期満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出や代表の任期延長決定について執行役員会に委ねたと解することはできない。

以上からすると、代表任期満了に伴う党员による代表選挙以外の代表選出や代表の任期延長決定は、規約附則4条によって執行役員会が行うことはできず、規約6条2項によって、党大会が行うことになる。

- (5) そして、規約8条8項は、本規約に定める機関の役員等の任期は、代表の任期に従うものとする定めている。
- (6) また、遅くとも平成27年5月当時、元特別党员である大阪市長橋下徹氏は執行役員会の一員ではなかった。本大会決議が示す規約・規則の解釈に反する行為を行うことについて、平成27年5月以後現在に至るまで、党大会は橋下徹氏に権限を与えたことは一切ない。同じく、党大会は、執行役員のうち誰一人にも、本大会決議が示す規約・規則の解釈に反する行為を行うことについて権限を与えたことは一切ない。橋下徹氏や執行役員の一部の行為によって、執行役員会や両院議員総会の規約・規則違反が治癒されることはない。
- (7) 以上の法理論、規約の解釈論から、前代表江田憲司氏辞任以後の、維新の党の代表選出行為を考える。
  - ① 維新の党は、平成26年9月21日に日本維新の会及び結いの党が合流することにより結党された。同日の結党大会において、発足時は選挙を経ずに両党から1人ずつ暫定的に代表を出すことを決め、橋下徹氏及び江田憲司氏が共同代表に選出された。暫定的な代表であるがゆえに、任期は発足時から1年間、すなわち平成27年9月20日までとされた。結党時における円滑な始動を期すための暫定的な代表選出であり、選挙による代表選出という手続きは行っていない。そもそも橋下徹氏及び江田憲司の代表としての任期は平成27年9月20日までであった。
  - ② 前代表江田憲司氏は、平成27年5月19日に辞任し、維新の党は代表及び上記(5)により執行役員が存在なくなった。同日、執行役員会は維新の党代表選出臨

時規程を制定し、同規程に基づき両院議員総会において松野頼久氏を代表に選出し、その任期を平成27年9月末日とした。上記①にあるように前代表江田憲司氏のもとの任期満了時期を念頭に置いたのである。

- ③ 上記(1)、(2)、(3)、(4)の法理論、規約解釈からすると、松野頼久氏を代表に選出したかかる行為は無効である。松野頼久氏は代表権限を有しない。
  - ④ 仮に、松野頼久氏及び同氏が組成した執行役員会のその後の行為を党大会が黙示的に追認したとしても、その期間は上記②にある通り平成27年9月末日までである。
  - ⑤ その後、執行役員会は平成27年7月14日の執行役員会において、代表選挙を11月1日に行うことを決定し、松野頼久氏の代表任期を延長する旨決定している。党员による代表選挙の日程を設定することは党規約が執行役員会に認めた権限の範囲内であるものの、上記(1)、(2)、(3)、(4)、からすれば松野頼久氏の代表任期を執行役員会で延長することはできない。
  - ⑥ 上記(6)からすると、松野頼久氏を代表に選出した行為や、同氏の代表任期を延長した行為の重大な手続き違反は、元特別党员である橋下徹氏や一部の執行役員会の行為によって治癒されない。
- (8) したがって、松野頼久氏はそもそも5月19日以後維新の党の代表でなく、従って執行役員会も存在しない。仮に百歩譲って、党大会の黙示的追認を認めたとしても、遅くとも平成27年10月1日以後は、維新の党には代表及び執行役員会が存在しないといわば「無政府状態」となっている。
- (9) この「無政府状態」を解消するため、新たな代表を選出しようにも代表選挙管理委員会を構成する委員が存在しないといううえ、同委員の選任には執行役員会の承認が必要であり執行役員会が存在しない現状では選任するすべがなく、代表選挙を行うことができない状態である。この異常事態を脱して正常化に向け、新たな党代表の選出と新たな執行役員会の構成ができるのは、党の最高にして唯一の議決機関である党大会しかない。
- (10) 以上のとおり、現在、維新の党には代表及び執行役員会が存在しないにもかかわらず、「維新の党幹事長」を名乗る貴殿から不服申立人らに対して、平成27年10月15日付けで本件処分の通知がなされたものであり、処分権限の無い者による処分として、本件処分は無効であるという他ない。
- (11) 加えて、党紀規則5条2項には、処分の対象となる党员の弁明を聴取する等その権利の擁護に配慮すべき旨が定められている。にもかかわらず、本件処分がなされるに際して、一方的に通知書が送られてきただけであり、不服申立人らのうち誰一人として聴き取り調査をはじめ弁明の機会を与えられた者はいない。このような適正手続の観点からも、本件処分は極めて問題があると言わざるを得ない。
- (12) 以上の理由により、不服申立てをするに至った次第である。

6 不服申立ての根拠

党紀規則8条1、2項

以上